

委員等からの質問・意見等(被害者参加制度、犯罪被害給付制度、時効制度関係以外)

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
内閣府	1	※総務省にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 平成20年度より、地方交付税措置が講ぜられたと伺っているが、具体的にどのような事業に対してどれだけの額が充当されているのか教示願いたい。【山上専門委員】
	2	平成20年度以降、被害者支援に地方交付税措置が講じられたことは高く評価しているが、被害者支援の現場では、その趣旨が生かされ有効に使われていなく思われる。具体的にどのような事業にどれだけの額が使われているのか教示願いたい。【大久保委員】
	3	※警察庁、総務省にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 「都道府県警察費補助金により財政的援助の拡充」、「地方交付税措置」等の施策については、国の予算措置が必ずしも民間団体への助成につながらず、効率の悪い施策であるとの指摘がある。難点の克服が困難であれば、より実効性のある新たな施策を検討していただきたい。【山上専門委員】
	4	※警察庁にも同質問 民間団体への財政的援助がどのくらいなされたか。またその援助によってどのような事業が推進されたか。【中島専門委員】
	5	※警察庁にも同質問 ○全国的な傘団体への援助 具体的にどのような援助が行われているのか教示願いたい。また、犯罪被害相談員やコーディネーターの認定制度の導入に向けてどのような協力や支援を行うのか、その具体的内容を教示願いたい。【大久保委員】
	6	※警察庁にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークは、加盟団体スタッフの研修教育に極めて重要な役割を果たしているが、近い将来、助成金の削減により、事務局の維持さえ困難となる可能性がある。国において、全国研修センターを作ることを検討していただきたい。これが設立されれば、全国被害者支援ネットワークの支援スタッフだけでなく、地方公共団体関係機関や団体職員の研修も引き受けることができるようになる。【山上専門委員】
	7	財団法人犯罪被害救援基金以外にも、他の民間浄財による基金の創設が待たれるが、その取組の現状と目処について教示願いたい。【大久保委員】

8	○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 あらためて基金等の設立が必要であると考えているが、その可能性についてはいかに考えるか。基金設立の機会を是非作っていただきたい。【山上専門委員】
9	現在及び過去の被害者に対する支援のための民間基金のための創設の進捗状況についてお尋ねしたい。【松村専門委員】
10	自治体において担当部署は決められても、具体的な支援に繋がる取組をしているところは少ないことから、条例の制定や既存の制度の運用など積極的な対応をしてもらえるよう国として働きかけを強化していただきたい。【大久保委員】
11	各地方公共団体において、犯罪被害者への支援を定めた条例を有している自治体及びその概要について教示願いたい。 【松村専門委員】
12	地方公共団体の総合的対応窓口に対する相談利用状況について【中島専門委員】
13	○支援等の体制整備への取組(運用の実態について) 犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案 活用の実態は？【山田委員】
14	犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案について、利用した自治体はどれくらいあるのか。【中島専門委員】
15	※警察庁にも同質問 国・地方公共団体における広報啓発への協力や民間助成団体への働きかけ等について進捗状況を教示願いたい。 【大久保委員】
16	○国民の理解の増進について ・ 広報啓発のための事業内容とそれを踏まえての今後の対策について教示願いたい。【大久保委員】
17	○広報・啓発のあり方について 広報啓発活動のあり方を再考し、被害者にとって真に役立つものにしていただきたい。現状では関係者ばかりの集いを業者任せで行っているように思える。【大久保委員】
18	※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】
19	(金融庁) 振り込め詐欺余剰金の被害者(被害者支援団体を含む。)のための使い道についてどのように考えているのか。【松村専門委員】

内閣府 (男女局)	<p>※文部科学省、厚生労働省にも同質問</p> <p>児童虐待に関して残忍な事件(大阪市西淀川区で発生した9歳女児虐待死事件)が発生した。学校で把握されていたにもかかわらず通報がなされなかった事件である。</p> <p>学校は児童虐待を発見しやすい場であり、速やかな児童相談所への通報がなされるような体制を構築するべきであると思う。一部のスクールソーシャルワーカーが理解しているだけでは不十分であり、個々の教員に至るまでの指針が必要であり、それが周知されなければならない。公立学校においてこのような指針があるのか否か。あるならばその周知はどのようになされているか。</p> <p>1 また今回の大阪市の事件のように、DVと児童虐待が一緒になされているような場合には、母親からの通告は困難と思われる。児童相談所と配偶者暴力相談機関との連携はどのようになっているのか。【中島専門委員】</p>
--------------	---

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
警察庁	1	<p>○性犯罪の被害者の支援について</p> <p>性犯罪の被害者が深刻な精神的打撃を蒙り、その後の生活にも被害が大きな影響を与えることは、過去に行われてきた被害者調査によって明らかになっている。また性的暴行の被害者のうち警察に訴えるのは約1割程度であることも明らかになっている。筆者の臨床経験では、加害者が怖い、人に知られるのが怖い、精神的症状が重すぎて事情聴取に耐えられない、あるいは加害者が知人や家族である、など様々な理由で、警察に訴えられない被害者が多数見られる。</p> <p>現状では、性犯罪の被害者の大多数は犯罪被害者支援の諸制度からこぼれ落ちたままであり、法律、医療、福祉を始めさまざまな専門的支援が必要であるにもかかわらず、支援を受けられない状況にある。</p> <p>犯罪被害者基本計画では、民間支援団体への支援の強化が行われていますが、民間支援団体の中には、早期支援を中心として行い、刑事事件の被害者以外を対象としないとする組織も出てきている。現在の民間支援団体はボランティアを中心とする小規模な組織であり、限られた資源を活用することを考えれば、早期支援や実地的な支援に特化していくこともこれらの組織のあり方としては1つの選択肢であるとは考える。しかし、そうであれば、ますます、これらの性犯罪の被害者は相談の受け皿もなく、その後の専門的支援もないという状況になるでしょう。性犯罪を防止し、性犯罪の被害者が、二次被害の不安なく、支援を受けられるような、性犯罪被害に特化した枠組みが早急に必要だと考える。【小西委員】</p>
	2	<p>警察での性犯罪被害者への支援体制が充実しているが、残念ながら被害を通告できない被害者もまだ多いと思われる。性暴力被害者が安心して相談できる体制作りが望まれているが、隣国の韓国では警察病院にOne stop centerが置かれ、警察への届出が増えたと聞いている。日本においても、このような総合的な対応窓口を公的につくることはできないか。また既に取組があれば教示願いたい。【中島専門委員】</p>
	3	<p>※法務省にも同質問</p> <p>○性犯罪被害者の保護</p> <p>性犯罪被害者が、加害者側から様々な形で威圧を受け、告訴の取り下げを迫られるような事態が稀ならず生じているように思われる。見方を変えれば、加害者が巧妙な手段を用いて被害者を脅すことができれば、刑罰を逃れることができるということでもある。そのような事例の実態をどの程度把握しているか。また、そのような場合の被害者保護としてどのような施策が考えられるか。親告罪の問題点も含めて教示願いたい。【山上専門委員】</p>
	4	<p>各都道府県における警察補助金に対する予算措置状況を教示願いたい。【大久保委員】</p>
	5	<p>※内閣府にも同質問</p> <p>民間団体への財政的援助がどのくらいなされたか。【中島専門委員】</p>
	6	<p>○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策</p> <p>「都道府県警察費補助金による財政的援助の拡充」は、どの程度進んでいるのか。【山上専門委員】</p>
	7	<p>※内閣府、総務省にも同質問</p> <p>○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策</p> <p>「都道府県警察費補助金により財政的援助の拡充」、「地方交付税措置」等の施策については、国の予算措置が必ずしも民間団体への助成につながらず、効率の悪い施策であるとの指摘がある。難点の克服が困難であれば、より実効性のある新たな施策を検討していただきたい。【山上専門委員】</p>
	8	<p>※最高裁を除く全省庁</p> <p>○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策</p> <p>全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】</p>

9	<p>※内閣府にも同質問 ○全国的な傘団体への援助 具体的にどのような援助が行われているのか教示願いたい。また、犯罪被害相談員やコーディネーターの認定制度の導入に向けてどのような協力や支援を行うのか、その具体的内容を教示願いたい。【大久保委員】</p>
10	<p>民間被害者支援団体との連携という点において、現状では、実際に早期の支援とは、どのような場合にどのくらい行われているのか。もし推進しがたいのであれば、何が問題か。【中島専門委員】</p>
11	<p>※内閣府にも同質問 (民間団体への財政的援助がどのくらいなされたか。)またその援助によってどのような事業が推進されたか。【中島専門委員】</p>
12	<p>※内閣府にも同質問 国・地方公共団体における広報啓発への協力や民間助成団体への働きかけ等について進捗状況を教示願いたい。 【大久保委員】</p>
13	<p>犯罪被害者等基本計画が閣議決定(平成17年12月27日)されてから、平成21年6月末までに、事件直後に犯罪被害者を実名で発表した件数及び匿名で発表した件数について罪名ごとに教えて頂きたい。【松村専門委員】</p>
14	<p>※内閣府にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークは、加盟団体スタッフの研修教育に極めて重要な役割を果たしているが、近い将来、助成金の削減により、事務局の維持さえ困難となる可能性がある。国において、全国研修センターを作ることを検討していただきたい。これが設立されれば、全国被害者支援ネットワークの支援スタッフだけでなく、地方公共団体関係機関や団体職員の研修も引き受けることができるようになる。【山上専門委員】</p>

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
総務省	1	※内閣府にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 平成20年度より、地方交付税措置が講ぜられたと伺っているが、具体的にどのような事業に対してどれだけの額が充当されているのか教示願いたい。【山上専門委員】
	2	※内閣府、警察庁にも同質問 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 「都道府県警察費補助金により財政的援助の拡充」、「地方交付税措置」等の施策については、国の予算措置が必ずしも民間団体への助成につながらず、効率の悪い施策であるとの指摘がある。難点の克服が困難であれば、より実効性のある新たな施策を検討していただきたい。【山上専門委員】
	3	※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
法務省	1	<p>損害賠償請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施上の問題(特に被害者が更なる被害を受けることの問題、実施した被害者の声があれば。)と対策 ・ 利用した被害者の感想 【中島専門委員】
	2	<p>※最高裁にも同質問 被害者参加制度及び損害賠償命令制度について、実務上どのような問題点が生じているか、具体的に教示願いたい。【松村専門委員】</p>
	3	<p>更生保護法における犯罪被害者等の関与の運用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等の意見等の聴取、被害者等の心情等伝達、被害者担当保護監察官及び被害者担当保護司の被害者からの相談状況について教示願いたい。【大久保委員】
	4	<p>矯正職員及び更生保護保護官署職員に対する研修等の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的内容とその結果による収容者への再発防止の効果の有無について教示願いたい。【大久保委員】
	5	<p>○支援等の体制整備への取組(運用の実態について) 法テラスの被害者支援における役割の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる精通弁護士の紹介 ・ 国選被害者参加弁護士の指名【山田委員】
	6	<p>○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 「刑事手続きへの関与拡充」のための施策として、被害者参加人の弁護士費用の公費負担のため、多額の予算措置がとられたと伺った。比べて民間団体への助成額があまりにも低すぎる。全国各地で被害者の求めに応じて法廷に付き添っている民間の援助者に対しても、その予算の一部を支給できるように検討をお願いしたい。【山上専門委員】</p>
	7	<p>○損害回復・経済的支援等への取組 支援弁護士活動に対する公費支出の検討 今般実現した国選被害者参加弁護士制度は、被害者参加弁護士が委託を受けて活動可能となる5項目(刑事訴訟法316条の34ないし38)の活動に限定した制度である。対象事件ではない事件の被害者支援活動及び5項目以外の支援活動(告訴、訴訟前の捜査機関との対応、法廷傍聴付添、マスコミ対応等)については、公費支出はされておらず、日弁連が、日弁連事業として日本司法支援センター(以下、「法テラス」という。)に委託している犯罪被害者法律援助制度によって、弁護士費用が賄われている。しかしながら、当該援助制度の財源の一部を助成していた日本財団は、来年度の助成に難色を示しており、贖罪寄付などによる収入も減少している。当該援助制度の利用件数が伸びていることもあり、日弁連では、今後の基金財源のあり方につき、検討を始めたところである。</p> <p>犯罪被害者等が適切に法的支援を受けるためには、当該援助事業は欠かせないものであって、今後は当該援助事業の対象となる支援活動について、法テラスの本来事業として、公費支出を検討するべきである。</p> <p>なお、国選被害者参加弁護士の選定については、法テラスの指名によるが、法テラスのいわゆる精通弁護士紹介等によって、従前から支援をしている弁護士が指名・選定されることが多く、その結果スムーズな選定が実現している。このような場合、選定前の活動については、当該援助制度によって対応している。【山田委員】</p>

8	<p>※警察庁にも同質問 ○性犯罪被害者の保護 性犯罪被害者が、加害者側から様々な形で威圧を受け、告訴の取り下げを迫られるような事態が稀ならず生じているように思われる。見方を変えれば、加害者が巧妙な手段を用いて被害者を脅すことができれば、刑罰を逃れることができるということでもある。そのような事例の実態をどの程度把握しているか。また、そのような場合の被害者保護としてどのような施策が考えられるか。親告罪の問題点も含めて教示願いたい。【山上専門委員】</p>
9	<p>※法務省にも同質問 性犯罪被害者について、裁判員選任の際に、被害者の情報が守秘義務のない裁判員候補者に伝わる可能性があるが、被害者のプライバシーが確実に守られるような制度の構築をお願いしたい。【大久保委員】</p>
10	<p>※最高裁にも同質問 裁判員裁判制度の導入に伴い、性犯罪被害者に関する情報が裁判員候補者等に伝えられることで、被害者に二次被害を及ぼす恐れが高まったことが問題とされている。基本計画にある「犯罪被害者等に関する情報の保護」の施策の一環として、早急に新たな施策を講じる必要があると思われるが、この問題について検討中の施策等があれば教示願いたい。【山上専門委員】</p>
11	<p>※内閣府(男女局)にも同質問 性暴力犯罪の被害者でも希望する被害者が安心して刑事裁判に参加でき、プライバシーも守られる制度の構築をお願いしたい。【大久保委員】</p>
12	<p>※最高裁判所にも同質問 ○裁判員裁判における性犯罪被害者の特定事項の秘匿について ・守秘義務のない裁判員候補者に特定事項が開示される問題 (最高裁見解)裁判員の名簿を被害者に開示することには正当理由がある(法109)と解釈可能 (東京地裁等)被害者在住の市区町村を示す等することによって、特定事項を具体的に伝えないように検討する。 ・そもそも裁判員裁判の対象犯罪としてふさわしいか否かについて、検討すべきとの意見もある。【山田委員】</p>
13	<p>※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】</p>

省 庁	番号	
文部科学省	1	○法科大学院における教育について ・犯罪被害者等への理解の向上促進のための教育実施状況を教示願いたい。【大久保委員】
	2	犯罪被害者等への適切な対応についての医学教育を行っている大学等はあるか。ないのであれば何が問題で、今後、どのように進めていくのか。【中島専門委員】
	3	※内閣府、厚生労働省にも同質問 児童虐待に関して残忍な事件(大阪市西淀川区で発生した9歳女児虐待死事件)が発生した。学校で把握されていたにも関わらず通報がなされなかった事件である。 学校は児童虐待を発見しやすい場であり、速やかな児童相談所への通報がなされるような体制を構築するべきであると思う。一部のスクールソーシャルワーカーが理解しているだけでは不十分であり、個々の教員に至るまでの指針が必要であり、それが周知されなければならない。公立学校においてこのような指針があるのか否か。あるならばその周知はどのようになされているか。また今回の大阪市の事件のように、DVと児童虐待が一緒になされているような場合では、母親からの通告は困難と思われる。児童相談所と配偶者暴力相談機関との連携はどのようになっているのか。【中島専門委員】
	4	※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
厚生労働省	1	被害回復のための休暇制度の導入に関し、ポスター等で啓発が行われているが、積極的に取り入れた企業はあるのか否か。また、その利用実態について教示願いたい。【中島専門委員】
	2	※内閣府(男女局)、文部科学省にも同質問 児童虐待に関して残忍な事件(大阪市西淀川区で発生した9歳女児虐待死事件)が発生した。学校で把握されていたにも関わらず通報がなされなかった事件である。 学校は児童虐待を発見しやすい場であり、速やかな児童相談所への通報がなされるような体制を構築するべきであると思う。一部のスクールソーシャルワーカーが理解しているだけでは不十分であり、個々の教員に至るまでの指針が必要であり、それが周知されなければならない。公立学校においてこのような指針があるのか否か。あるならばその周知はどのようになされているか。また今回の大阪市の事件のように、DVと児童虐待が一緒になされているような場合には、母親からの通告は困難と思われる。児童相談所と配偶者暴力相談機関との連携はどのようになっているのか。【中島専門委員】
	3	○診療報酬体系の見直しと進捗状況及び運用状況について教示願いたい。【大久保委員】
	4	○保健・医療・福祉関係者への教育について ・ 実施状況及び今後の計画について教示願いたい。【大久保委員】
	5	※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】
国土交通省	1	○公営住宅への優先入居について その条件や内容が被害者のニーズにそぐわない。自治体におえる対策の強化と合わせて改善方法を検討していただきたい。【大久保委員】
	2	※最高裁を除く全省庁 ○国による民間団体に対する財政的援助に関する施策 全国被害者支援ネットワークにおいては全国的な募金活動を展開し難局を克服したいと考えているが、国においても募金箱の設置を許可するなど積極的に応援していただけないか。【山上専門委員】

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
最高裁	1	○損害賠償請求について【中島専門委員】 ・ 現在までの実施数と概要 ・ 実施上の問題(特に被害者が更なる被害を受けることの問題、実施した被害者の声があれば。)と対策 ・ 利用した被害者の感想
	2	○罪名ごとの損害賠償命令制度の申立件数及びそのうち代理人弁護士が就任した件数について教示願いたい。【松村専門委員】
	3	※法務省にも同質問 被害者参加制度及び損害賠償命令制度について、実務上どのような問題点が生じているか、具体的に教示願いたい。【松村専門委員】
	4	○少年審判の傍聴について【中島専門委員】 ・ 現在までの実施数と内容(どのような被害に対してどのくらい実施されたか。) ・ 実施上の問題点(特に被害者が更なる被害を受けることの問題、実施した被害者の声があれば。)と対策 ・ 利用した被害者の感想
	5	※ 法務省にも同質問 性犯罪被害者について、裁判員選任の際に、被害者の情報が守秘義務のない裁判員候補者に伝わる可能性があるが、被害者のプライバシーが確実に守られるような制度の構築をお願いしたい。【大久保委員】
	6	※法務省にも同質問 裁判員裁判制度の導入に伴い、性犯罪被害者に関する情報が裁判員候補者等に伝えられることで、被害者に二次被害を及ぼす恐れが高まったことが問題とされている。基本計画にある「犯罪被害者等に関する情報の保護」の施策の一環として、早急に新たな施策を講じる必要があると思われるが、この問題について検討中の施策等があれば教示願いたい。【山上専門委員】
	7	○裁判員制度における性犯罪の被害者の保護について 平成21年5月の裁判員制度の運用に開始に伴い、裁判員選任の手続きにおいて性犯罪被害者のプライバシーが保護されず、そのために二次被害が生じる可能性が指摘されている。この問題に関して、現在、裁判員制度が適用された事例において、どのように被害者の個人情報への配慮がなされているのか。 また被害者にはどのように説明がなされているのでしょうか。他の犯罪被害において性犯罪と同様のプライバシー流出の問題が生じる恐れはないのでしょうか。【小西委員】
	8	※法務省にも同質問 ○裁判員裁判における性犯罪被害者の特定事項の秘匿について ・ 守秘義務のない裁判員候補者に特定事項が開示される問題 (最高裁見解)裁判員の名簿を被害者に開示することには正当理由がある(法109)と解釈可能 (東京地裁等)被害者在住の市区町村を示す等することによって、特定事項を具体的に伝えないように検討する。 ・ そもそも裁判員裁判の対象犯罪としてふさわしいか否かについて、検討すべきとの意見もある。【山田委員】

委員等からの質問・意見等(被害者参加制度関係)

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
法務省	1	罪名ごとの被害者参加制度の申立件数と許可件数、及びそのうち被害者参加弁護士が就任した件数について教えてください。【松村専門委員】
	2	・現在までの実施数と内容について教えてください(どのような被害に対してどれくらい行われたなど) ・実施上の問題(特に被害者がさらなる被害を受けることの問題、実施した被害者の声)がもしあったらどのようなものか、またその対策についてお教えてください。 ・利用した被害者の感想があればお教えてください。【中島専門委員】
	3	※最高裁にも同質問 被害者参加制度及び損害賠償命令制度について、実務上どのような問題点が生じているか、具体的に教示願いたい。【松村専門委員】
	4	○被害者参加制度の運用状況について ・参加制度につき、一定程度事例が重なった時点で、何らかの調査を行う予定はあるのか。 ・被害者参加制度を利用した被害者に対する精神的ケアはどうなっているのか。【大久保委員】
	5	○裁判員制度の裁判員に対しては心理的ケアを行う予算措置が取られているが、被害者にも同様の措置をお願いしたい。 ○性暴力犯罪の被害者でも希望する被害者が安心して刑事裁判に参加でき、プライバシーも守られる制度の構築をお願いしたい。 ○何の落ち度もなく被害にあった者や遺族が自費で弁護士を依頼しなければならない現状は納得できない。たとえ、貯蓄が150万円以上あっても、日常の生活を送りながら、弁護士費用を支払うことは負担が大きいため、全て国選で出来るようにするか、弁護士なしでも安心して参加出来るよう検察官・検察事務官の教育・訓練等を一層充実していただきたい。 ○被害者参加制度に対し検察官も手探りでやっているように感じることもあるため、また検察官とのコミュニケーションを更に良くするためにも(社)被害者支援都民センターで6ヶ月間研修を行った検察官に職員研修や司法関係者への研修の講師になっていただく等の工夫をお願いしたい。 ○被害者参加制度の活用自体が、被害者が加害者から再被害を受ける主要因になるというような報道がなされたが、傍聴のみでも二次的被害を受けることはある。報道の姿勢如何では参加制度に対する誤解を与える恐れもあるためメディアに対しても被害者が置かれる現状や心情等も伝えていただきたい。【大久保委員】

○刑事手続きへの関与拡充の取組

被害者参加制度の施行(平成20年12月1日)

おおむね順調に進んでいると思われるが、運用上の問題点もある。現在、日弁連では、被害者が参加した刑事裁判の弁護士及び被害者参加弁護士の双方に宛ててアンケートを送付しており、アンケート結果について検討する予定である。

なお、現時点で把握されている問題点問題は以下のとおりである。

- 6
- 公判前の記録の閲覧・謄写について、平成20年9月5日付最高検事長検事名義の通達はあるものの、運用上は、担当検察官の裁量となるため、開示がスムーズになされなかった例もある。
 - 検察官から起訴状の写しそのものを交付される事案が少ない。
 - 昨年12月本年5月末までの半年間で206件の321人が参加を許可されたが(最高検発表)、これは対象事件の3パーセントにすぎず、当該制度の周知不足もあるのではないとも感じる。また被害者参加弁護士が付いていない事案もあるので、出来る限り、国選弁護制度を友好に利用し、弁護士の支援が広まるようにするべきであろう。
 - 被害者参加人が遠方の法廷に出廷する際、交通費を賄う制度がない。裁判員裁判となると支部事件が本庁に回され、遠方まで出かけることも多くなることから、さらに問題となる。【山田委員】

委員等からの質問・意見等(犯罪被害給付制度関係)

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
警察庁	1	<p>○平成20年7月1日改正犯罪被害給付制度が施行されてから、平成21年6月までの以下の詳細についてお聞きしたい。</p> <p>①医療費、休業補償 申請数、支給裁定数、不支給裁定数、仮給付支給決定数、仮給付支給決定数、不支給裁定及び決定に対する不服申立数、不支給理由、以上については罪名別の数値も明らかにしていただきたい。また、支給したものについては、最低額、最高額、平均額、合計額</p> <p>②遺族補償給付について 申請数(被扶養者の数別)、支給裁定数、不支給裁定数、不支給理由、不服申立、支給したものについて 最低額、最高額、平均額、合計額</p> <p>③障害補償給付について 申請数、支給裁定数、不支給裁定数、不支給理由、不服申立数 支給したものについて 各等級別、年齢別、罪名別の支給額および総合計額、PTSD 等の精神的障害についての障害補償給付の上記と同じ内訳の各数</p> <p>④ 上記①②③すべてについて、不起訴の場合の支給裁定数、不支給裁定数、不支給理由 【松村専門委員】</p>
	2	<p>○犯罪被害給付制度の運用状況について 犯給金につき、都道府県ごとの裁定及び支給件数等の提示があると、自分の申請地の状況が分かり参考になると思う。 【大久保委員】</p>
	3	<p>○犯罪被害給付制度の運用状況について 支給に時間がかかり、当座の生活には役立たない場合が多い現実と合わせて何らかの方策を再検討願いたい。【大久保委員】</p>

委員等からの質問・意見等(時効制度関係)

省 庁	番号	意見・質問の内容【委員等】
法務省	1	○公訴時効撤廃問題について 検討の進捗状況、方向性はどうか。【山田委員】
	2	○凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方の検討状況について ・公訴時効に関するパブリックコメントはどのようなものであったか。 ・被害者にとり時効は存在しない。現在は有効な科学的鑑定について日々進歩していることから撤廃の方向で検討していただきたい。【大久保委員】